

## 昇降機の昇降路の防火区画に関する質疑応答

国土交通省住宅局建築指導課

日本建築行政会議

### 質 問

### 回 答

#### 適用について

<p>1 平成 13 年 11 月 8 日付け「昇降機の昇降路の防火区画について」の対策例は、非常用昇降機の乗降ロビーにも適用されるのか。適用される場合、非常用昇降機の乗降ロビーを特別避難階段の付室と兼ねて設置することは可能か。</p>	<p>適用される。 なお、非常用昇降機の乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用する場合の取扱いについては、平成 14 年 2 月 18 日付け「昇降機の昇降路の防火区画について 3. (3)」参照。</p>
<p>2 一般の昇降機の乗降ロビーは避難経路として計画することは可能か。</p>	<p>避難経路は昇降路を含む防火区画の外側になければならない。また、全館避難安全検証法により検証すれば、堅穴区画が免除されるので、避難経路にすることができる。</p>
<p>3 開放廊下に面して昇降機の出入口を設置する場合は堅穴区画として防火戸等の設置は必要か。</p>	<p>令第 112 条第 9 項カッコ書きにより「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く」とあり、開放廊下に面し排煙上支障がない場合は、堅穴区画の適用外であり、防火戸等の設置は不要である。なお、延焼のおそれのある部分には、法第 2 条第 9 号ニロに規定する防火設備を設置する必要がある。</p>

#### 共通事項

<p>4 昭和 56 年建設省告示第 1111 号に適合する昇降機の昇降路の戸は、遮炎性能を有していると解してよいか。</p>	<p>解することができる。なお、大臣認定を受けたものでもよい。</p>
<p>5 従来、設備指針 P83 の堅穴区画の取扱いにより、防煙たれ壁を設置することとされているが、今回の EV の区画に関しては設置が必要か。</p>	<p>従来は遮煙性能のないエレベーター乗場戸により堅穴区画を形成していたため、防煙たれ壁の設置を要求していたが、エレベーター乗場戸以外の遮煙性能を有する防火設備で堅穴区画を形成することになるので防煙たれ壁の設置は不要である。</p>

## 防火区画の対策例について

<p>6 乗場戸に接して設置する場合 A(1)で、防火設備の例として、「防火防煙シャッター」とあるが、この場合、くぐり戸を設けなければならないか。また、扉を設置する場合で扉の面積が3㎡を超えてもくぐり戸は不要と考えてよいか。</p>	<p>くぐり戸を設置する義務はないが、EV利用者の避難安全を確保するため、火災時に火災階以外に停止するよう運転制御する等十分な対策を講じることが必要である。</p>
<p>7 EV に火災管制をつけた場合には、避難階以外はかごの扉前でシャッター区画してもよいか。</p>	<p>原則としてすべての階でEVのかごに閉じ込められないような対応が望まれる。</p>
<p>8 P3(3)、(4)の場合、廊下の幅はどこで算定するか。</p>	<p>区画後に残る廊下の部分で算定する。この幅員が令第 119 条の規定に適合していることが必要である。</p>
<p>9 P3(3)、(4)の場合、区画とEVのかごの間にも感知器を設置する必要があるか。</p>	<p>不要である。</p>
<p>10 P5 の(3)の図には、乗降ロビーの寸法記入がないが、両側に廊下があれば6m以下としなくてもよいか。</p>	<p>P5 の(3)の図は、乗降ロビーを避難路として利用しない条件の説明をしているものである。乗降ロビーの寸法は、形状に応じて4.5m又は6m以下としなければならない。</p>
<p>11 P5 の(3)の図には、乗降ロビーから両側の廊下に出る扉があるが、一方のみ設置でもよいか。</p>	<p>一方でも構わないが、2方向避難の確保が望まれる。</p>
<p>12 P6 の(4)の図から、遮煙性能のみを有するスクリーン等は防火区画になると考えてよいか。</p>	<p>P6 の(4)の図は、耐熱性の低いスクリーン等を火炎熱から防護する方法を説明しているので、防火区画は P2(2)、P3(4)又は(6)により、遮炎性能を有する部分と組み合わせる必要がある。</p>
<p>13 P3 の(4)又は(6)の形式で区画した場合、区画面積はどこで算定すればよいのか。</p>	<p>原則として遮炎戸部分で算定する。</p>
<p>14 P6 (4)により廊下と居室の間に設置する防火設備は、閉鎖機能が必要となるか。また、必要である場合、熱感知器でもよいか。</p>	<p>必要である。原則として常時閉鎖式防火戸若しくは煙感知器連動の防火設備が必要となる。</p>
<p>15 P6(4)の考え方から、防煙スクリーンを区画に使用する場合は、直接居室等に面してEVを設置できないということか。</p>	<p>遮煙性能のみを有する防煙スクリーンを区画に使用する場合は、準耐火構造の壁(耐火建築物の場合は耐火構造)若しくは閉鎖機能を備えた防火設備で区画された廊下・乗降ロビー又は前室を設置する必要がある。</p>
<p>16 乗降ロビーを設ける場合の区画方法についてスライド式防火防煙扉は使用可能か。</p>	<p>乗降ロビーを含めて大臣認定を取得したものについて使用できる。</p>
<p>17 防火設備と乗場戸の隙間が30cmを超え1m以下の空間ができる場合については、どのようにすべきか。</p>	<p>かご内の人が外部に安全に避難脱出できることなどを勘案し、別途大臣認定を取得する必要がある。</p>

## 手続きについて

<p>18 大臣認定は、個別に申請するのか。</p>	<p>防火設備の業界団体等が一括して行うことを検討しているが、メーカー等が個別に申請することもできる。</p>
<p>19 5月31日までに防火設備の大臣認定は行われるのか。</p>	<p>行われる。 具体的には、既成の防火扉の戸当り、靴擦り等の部分に難燃ゴム等を取り付けたものが、(社)日本サッシ協会、(社)日本シャッター・ドア協会等において検討されている。</p>
<p>20 附則第7条は平成14年5月31日で効力を失うが、5月31日までに昇降機の設置をしなければ、経過措置の適用は受けられないのか。</p>	<p>昇降機を設置する建築物がエレベーターの堅穴区画部分を含めて建築確認済証の交付を受け、5月31日以前に着工していれば、経過措置の対象となる。</p>
<p>21 5月31日以前に着工している建築物に設置する昇降機の確認が6月1日以降となる場合経過措置の適用は受けられるのか。</p>	<p>堅穴区画は建築の確認時に開口部に使用する防火設備を含めて審査し確認されている。従って、エレベーター乗場にその時点で有効とされている告示1111号に適合している乗場戸を使用するものとして確認された建築物に対しては、昇降機の確認申請は、堅穴区画そのものを確認しているものではないことから、経過措置を適用してよいものと考えられる。</p>
<p>22 既存遡及について、5月31日以前に建築工事の着工をした物件で6月1日以降に計画変更が起きた場合はどのように対応すべきか。</p>	<p>昇降路の防火区画について計画変更する場合は、既存遡及することとなる。</p>
<p>23 6月1日以降に既存建築物に次のような措置を施す場合、各々経過措置の適用は受けられるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 既存の昇降機を取り替える場合</li> <li>2) あらかじめ昇降路が設置されており、この昇降路内に新たに昇降機を設置する場合及び昇降機の着床階を増やす場合</li> <li>3) 新たに昇降路を設置する場合又は昇降路を区画する乗場戸に変更を加える場合</li> <li>4) 建築物の用途変更を行う場合</li> </ol>	<p>経過措置の対象となる。 堅穴区画に変更が及ばない限り、経過措置の対象となる。 新たに堅穴区画が発生する又は変更されることになり、経過措置の対象とならない。 法第87条第3項により、既存遡及の対象とならない。</p>

## その他

<p>24 階段の堅穴区画にのみ出入口を持つ昇降路の場合に階段の堅穴区画と昇降路の堅穴区画を同一の堅穴区画とすることは可能か。</p>	<p>同一区画とすることは、原則としてできない。</p>
<p>25 小荷物専用昇降機の扱いについて法文上どのように判断すべきか。</p>	<p>平成14年2月18日付け「昇降機の昇降路の防火区画について 3.(5)」参照。</p>